

物価高騰対応家計応援金の 支給のお知らせ（原則、**手続は不要**です）

食料品等の物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、家計応援金を支給します。

《支給対象者・支給額》

支給対象者：令和8年2月1日において鈴鹿市の住民基本台帳に登録のある方

支給額：世帯員1人あたり5千円を受給権者（世帯主）の口座に支給します。

※令和7年度住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯（住民税所得割が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯を除く。）には、1世帯あたり2千円を上乗せして支給します。

支給について

・支給対象者、支給予定額等は、同封の「物価高騰対応家計応援金の支給について（お知らせ）」をご確認ください。

・給付金を受け取るための**手続は不要**です。

・お知らせに記載された口座へ応援金が振込みされますので、そのまま入金をお待ちください。

【振込予定日：令和8年4月10日（金）】

※解約等によりお知らせに記載された口座へ振込みができない場合のみ
令和8年4月3日（金）12：00までにコールセンターへ電話してください。

コールセンター：0120-898-686

支給に関するQ&A

Q このお知らせを受けとったら、何もしなくても応援金が振り込まれるのですか？

A 令和8年4月10日（金）に
お知らせに記載された口座へ世帯全員分の応援金を振り込みます。

Q 口座変更を希望した場合、振込予定日は変わりますか？

A 口座変更のご連絡があった場合、市から送付する支給確認書による
口座変更手続きが必要となりますので、お知らせに記載の振込予定日よりも
遅れての振込みとなります。
振込みは、記載いただいた支給確認書が市に到着してから1か月～2か月程度
を予定しておりますのでご了承ください。

Q 振込みが完了したことのお知らせはありますか？

A 振込完了をお知らせする通知書は送付されません。
通帳を記帳していただくなど、ご自身で入金の確認をお願いいたします。
「カケイオウエンキン」の名称で入金されます。

Q 基準日（令和8年2月1日）後に生まれた子どもは対象になりますか？

A 基準日において鈴鹿市に住民登録がある方が対象となりますので、
令和8年2月2日以降に生まれたお子様は対象になりません。

問合せ先

鈴鹿市物価高騰対応家計応援金コールセンター

でんわばんごう

つうわりょうきんむりょう

電話番号：0120-898-686（通話料金無料）

うけつけじかん ごせん じ ぶん ごこ じ ぶん ど にちしゅくじつのみ

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）

給付金詐欺にご注意ください

※給付金に関する振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。
ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、振込手数料などを求めることは
絶対にありません。